



大津市公報

令和8年1月15日
号外(第2号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告示

- | | |
|-------------------------------------------|---|
| 21 ふるさと納税に係る寄附金に係る指定納付受託者の指定について | 1 |
| 22 家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料に係る指定公金事務取扱者の指定について | 1 |
| 23 放置自転車等の撤去、移動及び保管に係る費用の徴収事務の委託について | 1 |
| 24 大津市生涯学習センター条例に基づく観覧料等に係る指定納付受託者の指定について | 2 |

告示

大津市告示第21号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月15日

大津市長 佐藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和7年12月1日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
ふるさと納税に係る寄附金

大津市告示第22号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。

令和8年1月15日

大津市長 佐藤 健 司

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
葛川まちづくり協議会 大津市葛川坊村町237番地37
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年12月22日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間
令和8年1月1日から同年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和8年1月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）に基づく家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料

大津市告示第23号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり大津市自転車等の放置防止に関する条例（平成11年条例第42号）に基づく放置自転車等の撤去、保管場所への移動及び保管に要した費用の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示

する。

令和8年1月15日

大津市長 佐藤 健司

- 1 委託の相手方 大津市中央二丁目2番5号 公益社団法人大津市シルバー人材センター
 - 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
-

大津市告示第24号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月15日

大津市長 佐藤 健司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和7年12月18日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和8年1月1日から同年3月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号）第10条第1項及び第2項の観覧料並びに同条第3項の前売券の料金